

公立大学法人大阪市立大学
第二期中期計画

(平成24年4月～平成30年3月)

平成24年4月

平成28年4月26日変更認可

目 次

はじめに	1
I 教育研究等の質の向上を達成するための措置	2
1 教育に関する措置	2
2 研究に関する措置	5
3 社会貢献に関する措置	7
4 国際化に関する措置	9
5 附属病院に関する措置	9
II 業務運営の改善及び効率化に関する措置	10
1 組織運営	10
2 人材育成	11
3 自律的な運営	12
III 財務内容の改善に関する措置	12
1 外部資金の確保	12
2 効率的な大学運営の推進	12
IV 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置	13
1 自己点検及び評価の実施	13
2 戦略的広報の展開	13
3 情報管理の強化	13
V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	13
1 法令遵守等の徹底	13
2 安全管理及び危機管理体制の構築	14
3 大学連携の強化	14
4 支援組織の構築	14
VI 予算、収支計画及び資金計画	15
1 予算(平成24年度～平成29年度)	15
2 収支計画(平成24年度～平成29年度)	17
3 資金計画(平成24年度～平成29年度)	18
VII 短期借入金の限度額	19
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	19
IX 剰余金の使途	19
X その他	19

はじめに

公立大学法人大阪市立大学は、平成18年4月の地方独立行政法人化後、設立団体である大阪市が策定した第一期中期目標に基づき作成した第一期中期計画の着実な達成に向け取り組んできた。

平成24年4月から第二期中期目標期間が始まるにあたり、当該期間における教育研究、社会貢献をはじめとする大学の諸活動、法人の業務運営等の具体的指針となる第二期中期目標が大阪市において平成23年10月に策定された。これを受けて法人において第二期中期計画の作成に向け検討を重ね今回とりまとめを行ったところである。

一方、設立団体である大阪市では市と府を再編し、新しい大都市制度を構築する改革に着手しており、その中で本法人と大阪府立大学を運営する公立大学法人大阪府立大学との統合も視野に入れ、市立大学改革や両大学のあり方の検討がなされているところである。今後、その検討結果を踏まえて中期目標の修正があった場合はもちろん、改革の取組みを進めていくにあたっては、必要に応じて本中期計画を変更していく。

公立大学法人大阪市立大学 第二期中期計画

公立大学法人大阪市立大学の中期目標（平成24年度から平成29年度の6年間）を達成するために、中期計画を定める。

I 教育研究等の質の向上を達成するための措置

1 教育に関する措置

(1) 人材育成方針及び学生受入方針

ア 広い視野と高い専門性を兼ね備えた人材の育成

① 入試広報

優秀な学生を確保するため、オープンキャンパスや進学ガイダンス等の高校生への広報活動を実施するとともに、戦略的入試広報体制を構築し、受験者の志望動機等の分析に基づいた効果的な広報活動の充実を図る。

② 入学者選抜

入学者追跡調査の分析活用等により、アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜が有効に機能しているかどうかを常に点検し、選抜方法の改善を図る。

③ 留学生の確保と教育・支援

国際化戦略本部において本学が求める留学生像を調査分析し、留学生受入計画を策定するとともに、海外向け広報活動を充実することにより、より多くの優秀な留学生を獲得し、適切な教育及び支援を行う。

④ 人材育成方針等の発信

全学及び各学部は、アドミッションポリシーとディプロマポリシーを示すとともに、学生受入から学位授与までを視野に入れた一貫性のあるカリキュラムポリシーを策定し、それに基づいたカリキュラムの全体像をわかりやすく発信する。

(2) 教育の内容

ア 一貫した教育の推進

⑤ 学士課程教育

教育推進本部及び各学部は、策定されたカリキュラムポリシーに基づき初年次から卒業年次にかけての効果的な教育を実施する。

⑥ キャリア支援

学生の自立的、自律的なキャリアデザイン力の育成を支援するとともに、各学部・研究科はインターンシップの効果的な活用や実務経験者による講義、フィールドワーク等によりキャリア支援を図る。

イ 高度専門職の育成及び若手研究者の養成

⑦ 大学院教育

大学院教育においては、理学研究科における「科学のプロの育成」等、専門性の高い研究者等を養成する。また、大学院のあり方を全学的に検討し、全学的共通教育の実施や他研究科との相互単位取得の促進など、柔軟なカリキュラム編成をはじめとする、大学院課程における教育・研究支援等の充実策を検討、実施する。

⑧ 若手研究者養成等

大学院教育の環境整備として、学位取得後のキャリアパス形成支援のため外部資金を活用した若手研究者の育成支援などの具体的支援を図る。

ウ 社会人教育の強化

⑨ 社会人教育

各学部・研究科は、社会人選抜入試や科目等履修生の受入れ、長期履修学生制度など、各学部・研究科の教育方針に沿った社会人教育の充実を図る。

⑩ 社会人教育（文化人材の育成）

大阪の文化資源開発に関わる人材育成プログラムを実施するとともに、同プログラムをもとに社会人教育に係る本学独自の制度を構築し、実施する。

⑪ 高度専門社会人の育成

創造都市研究科における「創造経済と都市地域再生」の国際的研究展開と結合した「公共・民間・市民の3つのセクター協働による地域活性化人材の育成」、経営学研究科における社会人プロジェクトや、法曹養成、医療人育成など、各研究科において都市や地域の活性化を担う高度専門社会人を育成する。

エ 中等教育機関との連携

⑫ 中学・高校との教育連携

咲くやこの花中学・高校、大阪ビジネスフロンティア高校、スーパーサイエンスハイスクール指定校等、高校等との教育面での連携の強化を図り、学習の動機づけやキャリア教育、カリキュラム作成の協力等の取り組みを行う。

オ 広い視野を持つ人材の育成

⑬ 他学部履修等の促進

総合大学としてのメリットを活かし、広い視野と専門性を兼ね備えた人材を育成するため、教育推進本部と各学部は、他学部履修等を促進するための効果的な仕組みを設ける。

(3) 教育の国際化

ア グローバル人材の育成

⑭ グローバル人材の育成

全学共通教育、専門教育、大学院教育の各分野において英語等を使用した授業を拡充するとともに、外国語によるコミュニケーション能力、異文化理解・活用力を持ったグローバル人材を育成するコース等を実施する。

(4) 教育の推進体制

ア 学位の質の保証

⑮ 教育の評価

各学部・研究科は大学教育研究センターとの連携により、各部局・組織の特長・特性・実情を踏まえた学生の学習成果・評価に関する研究を推進し、教育評価のポリシーを定めて、教育評価を実施する。

⑯ 学位の質保証

各学部・研究科は、それぞれが授与する学位の質を保証するため、学生が的確に学習・研究できる履修体制を整備するとともに、成績評価の判断基準や方法をシラバスへ明示し成績評価や学位審査を厳正に実施する制度を構築する。

イ 教育の成果及び効果の検証及び改善

⑰ 大学教育研究センター

大学教育研究センターは、本学の大学憲章及び人材育成目標に基づき社会が求める人材育成を図るために、学士課程教育・大学院課程教育に資する各種取り組みの企画やその基礎となる調査・研究とともに、各学部の教育について助言及び支援を行う。

⑱ 教育改善・FD活動

各学部・研究科等及び教員は、大阪市立大学教育改善・FD宣言に基づき、幅広く多様な教育改善・FDの自律的活動を進め、教育推進本部及び大学教育研究センターは、それらの活動を基盤としつつそれらの取り組みが本学の教育活動全体の質の向上に真に結びつくものとなるよう、部局を超えた全学的な教育改善・支援を組織的に行う。

⑲ 特色のある教育への支援

全学及び各学部・研究科における特色ある教育の充実を図るため、競争的資金を獲得するなどした取り組みに対して、必要に応じて効果的に財政的支援を行う。

ウ 柔軟な教育体制の構築

⑳ 戦略的な教育実践のための連携強化

社会が求める人材育成に対し、本学の教育が常に効果的に実施されるよう、教育推進本部は高等教育に関わる情報の収集・分析に努めるとともに、法人経営部門とも連携を強化し、柔軟な教育組織を構築する。

㉑ 図書館機能の充実

学術情報総合センターは、教育研究に必要な資料の整備など学術情報機能を充実させるとともに、総合的な教育研究施設としての利便性の向上を図る。

(5) 学生への支援

ア 学生サポートセンター等による学生支援

⑳ 学生サポートセンターのサービスの充実

学生サポートセンターは、各種学生サービスを効果的に実施し、その検証を行うとともに、障がい学生支援室において、障がい学生からの相談窓口を一元化して支援のためのコーディネートを行い、また、ボランティアセンターを通じて、学生のボランティア活動に対する支援を拡充するなど、学生生活全般に対する支援の充実に図る。

㉑ 学生の留学支援

国際センターにおいて留学相談窓口の設置や留学情報の提供、留学ガイダンス、留学の手引きの作成等により、学生の海外留学を支援する。

㉒ 学生への経済的支援

現行の経済的困窮者を主とした支援制度に加え、本学のアドミッションポリシー、設立理念及び人材育成の目標に即した支援制度へと再構築する。

㉓ 就職支援

就職活動のための単なる技術指導ではなく、就職後のキャリア形成において有意義となりうる能力や考え方等を醸成することを目的とした「職業指導」を行う。

㉔ 学生のメンタルヘルス

心の悩みを抱える学生等の増加に対応するため、学生への相談対応や、教員の対応方法等への支援など、メンタルヘルスに関する相談支援機能の充実に図る。

イ 学習支援の充実

㉕ 教育に関する学生支援等

文学部における「教育促進支援機構」による学生支援等、各学部・研究科は、学習相談等の体制を整備・維持し、組織的できめ細かな学習相談や学習支援等を行う。また大学教育研究センターは、各学部・研究科の取り組みに対する支援を行うため、教育に対する学生支援のあり方に関する研究・助言を行う。

2 研究に関する措置

(1) 研究の内容

ア 「都市科学」研究等の充実

㉖ 都市科学等の重点研究

都市型の総合大学という利点を最大限活用し、都市防災研究や都市の健康科学などの総合的な研究や人工光合成など都市の次世代エネルギー研究をはじめ、健康格差と都市の社会経済構造、就労支援と生活保護研究、クリエイティブデザイン研究など、理系と文系の融合研究も含む「都市科学」分野の研究を重点的に実施する。

㉗ 都市研究プラザ

都市研究プラザはG-COE終了後も本学の中心的課題である都市研究の拠点として外部資金を積極的に獲得し、現場プラザを中心とした都市の政策課題への参画

や、海外サブセンターを活用した都市研究国際ネットワークの推進とともに、国内外の優れた若手研究者の養成を図る。

⑩ 複合先端研究機構

複合先端研究機構は、次世代エネルギー開発についての最先端研究をはじめ、都市地盤防災等の都市環境研究を推進するとともに、外部資金を獲得して、英語による教育を基本とした国際的教育環境を確立し、国内外の若手研究者の養成を図る。

(2) 研究の国際化

ア 国際交流の活性化

⑪ 国際交流の促進

実績のある部局間交流を全学的視点で集約するとともに、都市研究プラザ、複合先端研究機構、都市文化研究センター、数学研究所などによる研究活動及び日本学術振興会の助成による「若手研究者海外派遣事業」や「頭脳循環の活性化事業」などを活用して交流研究機関との連携を強め、これらを国際研究交流拠点として発展させ、研究者等の交流を促進する。同時に、国際交流を円滑に推進するための学内規程の見直し等の環境整備を行う。

(3) 研究の推進体制

ア 戦略的研究の展開

⑫ 戦略的研究経費

戦略的研究経費について、中期的研究推進戦略を策定し、財源確保も含めて抜本的見直しを行い、本学を特徴付ける研究の創出に予算配分する。

⑬ 研究者の支援・環境改善

戦略的研究経費の再構築や大学院教育の充実検討も踏まえ、長期的展望に立って、若手研究者の確保・育成のための制度について検討し、実施する。さらに、女性研究者を取り巻く環境整備などを中心に、男女共同参画の視点を加えながら、より一層の取組強化を図る。

イ 研究活動の公表

⑭ 研究成果の公表

研究情報を集約し、学内データベース化を推進するとともに、システム充実を図り閲覧者との双方向性を確保する。また、あわせて英語等の外国語による広報や研究者情報の発信等の充実を図る。

⑮ 研究評価・検証

戦略的研究経費の効果検証のため、新たな評価制度の検討をすすめ、各研究分野の特殊性も十分配慮し、評価尺度を制定し制度を確立した上で、外部資金獲得へつなげる等、研究の高度化を促進する。

3 社会貢献に関する措置

(1) 地域貢献

ア シンクタンク機能の発揮等

㊸ シンクタンク拠点

大阪市はもとより、広く社会と市民のためのシンクタンクとしての機能をより効果的に発揮するため、シンクタンク拠点を形成し、データ集積を図るとともに、各種課題と教員の研究のマッチングや関係教員による研究プロジェクトの編成を支援する。

㊹ 大阪市職員育成と交流

関係学部において、大阪市の職員人材開発センターと連携し、職員の研修への参画を促進し大阪市職員の能力向上を支援する。特に工学部等においては相互の専門技術力向上のための大阪市職員との技術交流（人材交流）についても検討する。

イ 大阪の研究機関等との連携

㊺ 博物館等との連携

大阪市博物館協会との連携協定に基づき、専門性を活かした教員・学芸員の共同研究、共同の市民向け講座の開設等の取り組みを実施する。

㊻ 大阪の研究機関との連携促進

連携大学院や人材交流など関係研究科において大阪の研究機関との連携を進め、相互の研究水準の向上を図る。

ウ 市民への研究成果の発信

㊼ 公開講座

各部局で実施されている公開講座等の集約化を図り、重複した講座の整理等を推進するとともに、全学的な「(仮称)市民大学」として効果的な情報発信を行う。

㊽ 理学部附属植物園

理学部附属植物園は、学部領域を超えた全学的視点による研究会や公開講座、市民や学外有識者も交えた公開イベント等を実施する。あわせて、関係機関や関連施設(市立自然史博物館等)とも連携し、都市の環境・緑化政策に貢献する。

㊾ 都市健康・スポーツ研究センター

都市健康・スポーツ研究センターは、「健康・スポーツアカデミー」の充実に努め、「健康・スポーツ」に関連した国内・外における健康運動科学を推進する研究および事業展開を通じて産官学の諸機関と有機的連携を図り、市民の健康保持・増進とスポーツ振興を支援する。

㊿ 地域住民への貢献

区民セミナーや地域住民等を対象とした相談事業などの既存事業に加え、地域拠点としてより身近に市民生活に貢献するため、災害時における本学の役割強化やボランティア支援など連携を強化する。

エ 地域における人材育成への支援

④④ 地域小中学校との連携

小・中学校教員の資質向上への取り組みや、生活科学部における「QOLプロモーター育成事業」の理念を活用した地域力活性化リーダー育成事業への支援など、関連する学部において地域の初等・中等教育機関と連携する。

④⑤ 高校等との連携

各学部は地域貢献の一環として、出張講義、模擬授業、公開授業などを実施し、高校等との連携を行うとともに、高大連携情報の一元化を図る。

オ 地域貢献情報の発信

④⑥ (仮称) 地域連携センター

地域貢献推進体制を強化し、大阪のシンクタンク拠点や、地域連携事業・高大連携事業の窓口、公開講座等の集約拠点として「(仮称) 地域連携センター」を設置し、広報活動とも連携して大学の地域貢献活動の「見える化」を促進する。

(2) 産学連携

ア 先端的研究分野での連携

④⑦ 都市科学分野での産学連携

都市の健康科学、人工光合成など都市の次世代エネルギー研究の実用化、都市研究プラザでのクリエイティブデザイン研究など、先端的なテーマを中心に、例えばリサーチ・アドミニストレーションシステムの整備など効率的な産学連携活動を行い、科学技術の発展と産業創生に寄与する。特に、健康科学については、「うめきた」進出に伴い産官(公)学連携の仕組みの構築と、拠点の円滑な運用を目指す。

④⑧ 知的財産の充実と活用

効果的な特許管理体制を構築し、経費補助等の充実により特許の年間出願件数を80件～120件維持する。また権利化が必要な特許の登録を促進し、特許のマーケティングなどを通じて特許の活用を図る。

④⑨ 先端的研究分野での共同研究講座と共同研究施設の設置

先端分野の研究において産学連携を促進するため、企業と大学で特定のテーマを設定して、学内の共同研究施設において共同で研究する制度、「共同研究講座」を設ける。中期計画の期間内に最低3つの講座の設立を目標とする。

イ 地域産業との連携

④⑩ 地域産業との連携による地域の活性化

大阪に集積しているものづくり中小企業や、飲食、小売、介護サービス等の第三次産業をはじめとした中小企業との連携を強化し地域の活性化、産業の発展に貢献する。その結果、先端的研究分野を含む民間企業との共同及び受託研究費受領額を、

計画期間中に4億円を超えることを目標にする。

⑤ 金融機関との連携

主取引金融機関を含め、金融機関との連携を強化し、主として中小企業の顧客ニーズの把握、学内知的財産のマーケティング、学内インキュベーター入居社も含めたベンチャー支援や資金支援などの連携を推進する。

4 国際化に関する措置

(1) 教育の国際化（再掲）

ア グローバル人材の育成

⑭ グローバル人材の育成

全学共通教育、専門教育、大学院教育の各分野において英語等を使用した授業を拡充するとともに、外国語によるコミュニケーション能力、異文化理解・活用力を持ったグローバル人材を育成するコース等を実施する。

(2) 研究の国際化（再掲）

ア 国際交流の活性化

⑰ 国際交流の促進

実績のある部局間交流を全学的視点で集約するとともに、都市研究プラザ、複合先端研究機構、都市文化研究センター、数学研究所などによる研究活動及び日本学術振興会の助成による「若手研究者海外派遣事業」や「頭脳循環の活性化事業」などを活用して交流研究機関との連携を強め、これらを国際研究交流拠点として発展させ、研究者等の交流を促進する。同時に、国際交流を円滑に推進するための学内規程の見直し等の環境整備を行う。

(3) 国際化の推進体制

ア 国際力の強化

⑱ 国際センター

国際センターの事務体制を整備し、国際化戦略本部のもと、「国際化1stアクションプラン」を実行・検証し、第2次・第3次のアクションプランを策定し充実を図る等、全学的な国際力強化の取り組みを総合的に推進する。

5 附属病院に関する措置

(1) 高度・先進医療の提供

⑲ 医療機能の充実

大学病院として、高度で先進的かつ良質の医療を提供するために手術室の整備や医療機器の計画的更新を行うなど、医療機能の充実を図る。

㉔ 専門医療

地域がん診療連携拠点病院として体制強化を図るとともに、がんの新たな診断法、治療法の開発を推進し、診断及び治療効果の向上を図る。

㉕ 患者サービスの向上

患者アメニティの充実のため、トイレや浴室の改造など、療養環境の改善や患者サービスを強化する。

(2) 医療人の育成

㉖ 高度専門的な医療人の育成

高い倫理観や豊かな感性を備えるとともに、高度な技術と専門性を習得した国際性豊かな医療人を育成する。

㉗ 危機対応能力を備えた医師の育成

専門領域にとらわれず、患者の予期しない病態の悪化や状態の急変に主体的に対応できる危機対応能力を備えた医師を育成する。

災害拠点病院としての機能を高めるため、災害時の初期救急医療に対応できる能力を備えた医師を育成する。

(3) 地域貢献の推進

㉘ 市民の健康支援

市民の健康づくりに積極的に寄与していくため、大学病院の人的・技術的資源を活かし、健診や健康相談など多角的なヘルスケアサービスを実施する。

㉙ 医療連携

地域における基幹病院として患者に対して最適な医療を提供するため、他の医療機関との患者の紹介・逆紹介がよりスムーズに行えるようシステム化するとともに、地域医療機関との連携を強化する。

(4) 安定的な病院の運営

㉚ 病院経営の改善

安定的かつ効率的な病院経営を行っていくために、経営状況の分析を行い、財政基盤の充実を図るとともに、病床利用率80%以上をめざす。

II 業務運営の改善及び効率化に関する措置

1 組織運営

(1) 組織ガバナンスの向上

㉛ 学長のリーダーシップ

学長のリーダーシップを補佐する組織の設置や学長裁量経費の確保と執行方針

の明確化、戦略的研究経費の見直し等により学長のリーダーシップを強化する。

(2) 組織の一体的運営の推進

⑥② 大学と学部研究科の一体的運営

大学として一体感をもった運営を図るため、学内における情報の集約と有効な活用のための体制・システムを整備推進するとともに、教育研究評議会や部局長等連絡会等を活用し、情報の共有化や運営方針の共通理解を促進する。

(3) 複合的かつ効果的な教育研究活動の推進体制

⑥③ 効果的な教育研究基盤や支援体制の構築

各学部・研究科における教育研究基盤やその支援体制の確保はもとより、複合的な教育研究活動を効果的に推進する観点から、分野の垣根を越えた横断的な教育研究体制やその支援体制について検討し構築する。

(4) 施設の効率的な運営

⑥④ 学生サポートセンター業務検証

学生サポートセンターについて、学生サービス等を充実させる視点から継続的に機能検証を行い、それを踏まえて、より効果的・効率的に学生に対するサービスを提供できる体制を構築する。

⑥⑤ 業務・施設のあり方検討

大学運営の効率化を推進し、学生や市民に効果的なサービスを提供する視点から、全学的な業務調査による業務改編や施設利用実態調査に基づく有効活用を進める。

2 人材育成

(1) 人材育成制度の充実

⑥⑥ 人事・給与制度

教職員がモチベーションを上げ、その資質能力を最大限に活用しうる、新たな人事給与制度を構築する。

⑥⑦ 特任制度等

特任教員制度やキャリアスタッフ制度のあり方について検討を行い、制度改革により組織の活性化につながるより有効な活用を図る。

⑥⑧ 職員の育成

多彩なキャリアを持つ職員の多様性に即した人事評価制度の導入や、大学の各業務の特性に精通した、また研究内容を発信できる専門性の高い人材育成のシステムを構築するとともに、大阪市だけでなく他大学等との人事交流の制度化を図る。

3 自律的な運営

(1) 自律的な運営の推進

㉞ 公立大学法人の制約緩和

地方独立行政法人法等による公立大学法人の制約撤廃へ向け、東京拠点の活動強化や、提携する公立大学法人や公立大学協会、設立団体等とともに具体的改善に取り組む。

Ⅲ 財務内容の改善に関する措置

1 外部資金の確保

㉟ 外部資金の獲得と支援体制の充実

科研費補助金、国、独立行政法人、民間企業との共同研究や委託研究、さらには奨学寄付金などの研究系外部資金について、年間総額30億円以上の獲得をめざすとともに、運営に関わる補助金等についても情報の速やかな収集等により獲得に努める。また外部資金の獲得と円滑な執行を図るため支援を充実する。

㊱ 寄附金の獲得

同窓会や保護者との連携強化や精力的に企業からの寄附獲得活動を行うなど、「はばたけ夢基金」の寄附募集活動を積極的に推進する。

2 効率的な大学運営の推進

㊲ 経費節減計画

受電設備の集約等による計画的な事務的経費の節減により、教育研究活動に必要な財源を確保する。

㊳ エコキャンパスの推進

空調機の毎年5%程度の更新等により、毎年1%以上のエネルギー削減を継続実施する。さらに、大阪市の「大規模電気消費者としての先導的取組」に準じ、空調機の内部洗浄、電灯照明のLED化など高効率化を計画的に実施するとともに、設置コストに注意しつつ太陽光発電など最新の技術による再生可能エネルギーの利用を推進する。また、省エネ意識の向上のため、エネルギー消費の見える化を進める。

㊴ 新理系学舎の整備と効果的運営

理系学舎整備を着実に実施し、複合先端研究機構等による学部研究科の枠を超えた研究など、横断的に理系研究基盤の強化を図るとともに、実験設備の集約により効率的効果的な施設運営を行う。

IV 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置

1 自己点検及び評価の実施

㉞ 教員活動点検評価の活用

教員活動点検評価を定期的実施し、評価結果を活動推進に資するよう、その活用を進める。また、評価方法や活用方法の検証・分析等、その制度の改善を図る。

㉟ 効果的な点検評価

各学部・研究科で外部評価等の活用を図るとともに、大学院の充実検討にあわせて各研究科の活動点検評価を実施する。

2 戦略的広報の展開

㊿ 情報公開

公的教育機関として説明責任を果たす観点から、広く教育活動等の情報公開を行うこととし、法的に義務化された事項以外もホームページ等で集約してわかりやすく積極的に公表する。

㊽ 広報戦略

広報戦略会議を中核として、より効果的に情報発信するための仕組みを構築する。学長記者懇談会をはじめ、様々な形でメディアへの情報発信を行う。

㊾ ホームページ等情報発信ツールの充実

ホームページによる受験生向けのサイトや英語版の充実など、多様なステークホルダーに応じた目的別情報発信のコンテンツの充実等により、情報発信機能を強化する。

3 情報管理の強化

㊿ 情報基盤の充実

学術情報総合センターは、学内情報の共有化を図るとともに、セキュリティの高い情報通信基盤を整備・運用する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 法令遵守等の徹底

㊿ 人権尊重

大学のすべての業務を人権尊重の視点にたって推進し、特に人権問題研究センターや人権問題委員会の活動を通じて人権問題の啓発発信に努める。

㊽ コンプライアンスの徹底、公益通報

社会的信頼性と業務遂行の公平性を維持するため、継続的に厳格な内部監査の実施や公益通報制度の実施、国際安全保障輸出管理を徹底する体制の整備・運用を図る。

2 安全管理及び危機管理体制の構築

㊸耐震化の推進

安全な教育研究活動の維持や、地域施設としての役割を確保するために平成27年度を目途に計画的に大学施設の耐震改修を実施する。

㊹国際交流の安全対策

国際交流に係る危機管理対応マニュアルや、外国人研究者、留学生等向けの緊急時対応マニュアル等を活用し、国際交流にかかる危機管理体制の充実を図る。

㊺防災対策の充実

災害時に迅速・的確に対応し、学生、教職員の安全を確保するため、自衛消防隊を再編し、各部局の特性に応じた防災組織の構築や、効果的な防災訓練の実施など、防災対策を充実する。

㊻教職員・学生の安全衛生管理

安全・安心な教育研究環境を確保するため、学生及びその指導責任者である教職員を包括した総合的な安全衛生管理の体制を再構築し、安全衛生管理に関わる啓発、職場巡視等による指導の徹底などにより安全衛生意識の向上を図る。また、健康診断、作業環境測定等を通じ健康管理を一層推進する。

3 大学連携の強化

㊼他大学等との連携の推進

大阪府立大学との連携強化をはじめ国内外の提携大学との提携事業の実施や、他の公立大学法人との共同での法改正要望等により有機的連携を強化するとともに、他大学や関係団体との連携協定締結に係る基準やその内容を精査する仕組みを整備する。

4 支援組織の構築

㊽市大サポーター戦略

保護者や卒業生、同窓会、寄附者等の本学を取り巻くステークホルダーについて、継続的に支援を求めていくため、その連携を強化した「(仮称)市大サポーター制度」に取り組む。

㊾卒業留学生組織

卒業後も本学との交流を継続して行うことで優秀な留学生の獲得を推進するとともに、国際的に本学や大阪・関西圏への支援強化を図るため、卒業留学生のネットワーク体制を構築する。

5 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

⑩ 新大学実現に向けた取組の推進

「新・公立大学」大阪モデル(基本構想)を踏まえ、新大学の姿など統合の基本的事項等について、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪府立大学と具体的な協議・検討を行う。検討にあたっては、学生、卒業生等の関係者への説明を行うとともに意見を十分聞くよう努める。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算(平成24年度～平成29年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	79,636
施設整備費補助金	3,367
補助金収入	1,825
自己収入	188,789
(内) 授業料・入学料・検定料	31,387
附属病院収入	153,152
その他	4,250
受託研究等収入	6,878
寄附金収入	4,403
長期借入金収入	6,100
目的積立金取崩	2,587
計	293,585
支出	
教育研究経費	27,767
診療経費	85,141
人件費	152,342
一般管理費	8,183
施設・設備整備費	9,467
受託研究等経費	6,339
長期借入金償還金	4,346
計	293,585

【人件費の見積もり】

期間中総額、152,342百万円を支出する。

※退職手当を含む。ただし、退職手当については各事業年度の退職者の状況に応じて措置することになる。

【運営費交付金算定額】

第2期中期計画期間中、毎事業年度に大阪市から交付される運営費交付金については、次の算定により大阪市において決定される。

$$\text{運営費交付金} = [(1+2) - 3] + 4$$

1 人件費

- ・「役職員人件費」:管理運営に必要な役職員の人件費所要額
- ・「教員人件費」:教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額
当該事業年度の役職員数、教員数を基準として算定(病院の退職手当所要額を含む)

2 物件費

①経常経費

大学運営に必要となる経常的な経費
直前の事業年度における経費に、毎年度▲1%を乗じて算定

②固定経費

- ・地代、賃料及び建物修繕費等の大学運営費に必要となる固定的な経費
- ・学長のリーダーシップを発揮し第2期中期計画を達成するために必要となる経費

3 基準学生納付金収入

24年度以降の定員増減を反映した6年間の目標学生納付金の平均額

4 附属病院経費

附属病院への交付金相当額

①非裁量経費

病院経営上の裁量の範囲がほとんどない経費

②裁量経費

公的病院として担うべき医療のうち、これに伴う収入で充てることのできない経費

③公債費負担額

病院の建設改良費

以上を総務省の繰出基準に準じて一般会計負担分として算定

注) 受託研究等の外部資金収入及び支出については、運営費交付金の算定には考慮しない。

注) 自主的な取組により増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において、当該年度の大阪市の予算編成方針に基づき再計算され、決定される。

2. 収支計画(平成24年度～平成29年度)

(単位:百万円)

区分	金額	
費用の部		
經常費用	283,857	
業務費		264,770
教育研究経費		25,583
診療経費		80,851
受託研究等経費		5,994
役員人件費		714
教員人件費		78,044
職員人件費		73,584
一般管理費		7,651
財務費用		340
減価償却費		11,096
収入の部		
經常収益	284,185	
運営費交付金収益		79,636
補助金等収益		1,393
授業料収益		25,677
入学金収益		4,417
検定料収益		957
附属病院収益		153,152
受託研究等収益		6,539
寄附金収益		4,204
雑益		4,250
資産見返運営費交付金等戻入		1,890
資産見返寄附金等戻入		889
資産見返物品受贈額戻入		736
資産見返補助金等戻入		445
純利益		328
目的積立金取崩益		596
総利益		924

3. 資金計画(平成24年度～平成29年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	296,278
業務活動による支出	274,175
投資活動による支出	14,990
財務活動による支出	4,420
次期中期目標期間への繰越金	2,693
資金収入	296,278
業務活動による収入	281,841
運営費交付金による収入	79,636
補助金等による収入	1,825
授業料及び入学金検定料による収入	31,387
附属病院収入による収入	153,152
受託研究等収入	6,878
寄附金収入	4,403
その他の収入	4,560
投資活動による収入	3,367
財務活動による収入	6,100
前期中期目標期間よりの繰越金	4,970

(注)

基金については、期間を超えて繰り越す予定であるため、次期中期目標期間への繰越金としている。

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額 50億円
2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・理系学舎整備 ・人工光合成研究拠点整備 ・耐震改修・外壁改修整備 ・JR東側改札口設置に伴う環境整備 ・ITシステム等整備 ・医学部ガス吸引式冷温水機・空調機等改修 ・附属病院医療機器整備 ・附属病院各所施設整備 ・病院情報システム更新 	総額 12,054	施設整備費補助金 (3,367) 目的積立金 (2,587) 長期借入金 (6,100)

注) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注) 施設整備費補助金の見込みについては試算に基づくものであり、各事業年度の予算編成過程において、当該年度の大阪市の予算編成方針に基づき決定される。

2. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI的事业)

理系学舎整備

- ・事業総額見込額 7,916 百万円
- ・事業期間 平成21年度～平成41年度(21年間)

財源	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金		27	27	27	68	586	586	1,321	5,998	7,319
目的積立金		99	53	152	293			597	0	597
計		126	80	179	361	586	586	1,918	5,998	7,916